ともに挑む。ともに実る。
MIZUHO みずほオートリース

みずほオートリース通信

2026年 11月号

自動車への「ドライバーモニタリングシステム」搭載が義務化に

国土交通省は2026年9月30日、道路運送車両の保安基準等を改正し、「眠気警報装置」及び「脇見警報装置」（いわゆるドライバーモニタリングシステム：DMS）に関する要件を盛り込んだと発表しました。

DMSとは、車内カメラなどで運転者の視線やまぶた、ハンドルの動きなどを検知し、異常があれば警報音やハンドルの振動で知らせるシステムです。

改正の背景

警察庁が発表しているデータによりますと、スマホ使用などの「ながら運転」が要因で発生した事故件数は、近年増加傾向にあります。
今年発生した三重県の新名神高速道路で大型トラックが渋滞の車列に追突し、6人の命を奪った事故で罪に問われた運転手は、スマホで動画を見ながら脇見運転していたことが公判で明らかになっています。（朝日新聞 10月20日掲載記事より）

そうした中、2026年3月に国連の「自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）」において、DMSに関する国際基準が採択され、日本でもこの国際基準を取り入れるべく、今回の道路運送車両の保安基準改正となりました。

国土交通省は、DMSの普及によって運転者の眠気や前方不注視を早期に検知・警報し、居眠り運転や脇見運転に起因する交通事故の未然防止につながることを期待しています。

主な改正の概要及びＤＭＳの国際基準とは？

今回改正されたのは、道路運送車両法に基づいて制定されている「道路運送車両の保安基準（省令）」です。改正により「眠気警報装置」及び「脇見警報装置」の自動車への装備が義務付けられました。（新型車は2031年9月、継続生産車は2033年9月から適用）

＜保安基準第43条の11及び第43条の12関係　公布：2026年9月30日　／　施行：2026年10月20日＞

＜眠気の警報に関する要件（UN-R182）＊1＞

- 速度が70km/hから130km/hまでの範囲で作動すること
  （上記範囲から減速時は、65km/h未満に減速するまで作動すること）
- ドライバーの眠気が一定の水準に達した場合に警報すること

ドライバーモニタリングシステムのイメージ

＊1 UN-R：United Nations Regulation

＜脇見の警報に関する要件（UN-R183）＞

- 速度が20km/h以上において作動すること
- ドライバーの視線を監視し、次の場合にドライバーに対して警報すること

✓ 50km/h以上かつ手元＊2を3.5秒間注視している

✓ 20km/h超～50km/h未満かつ手元を6秒間注視している

＊2 運転者から見て前方左右55度以内で、下方30度より下の領域 （窓の部分を除く）

＜対象車両＞

自動車

（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）

＜適用時期＞

新型車：2031年9月 ／ 継続生産車：2033年9月

DMS搭載はEU加盟国では既に義務化されています。日本では国土交通省が2020年にDMSに関するガイドラインを策定し、国内自動車メーカー等による開発の促進、並びに実用化を図ってきました。現在では既に国産車でも一部の車種で搭載されており、今回の改正で更なる普及促進が見込まれます。

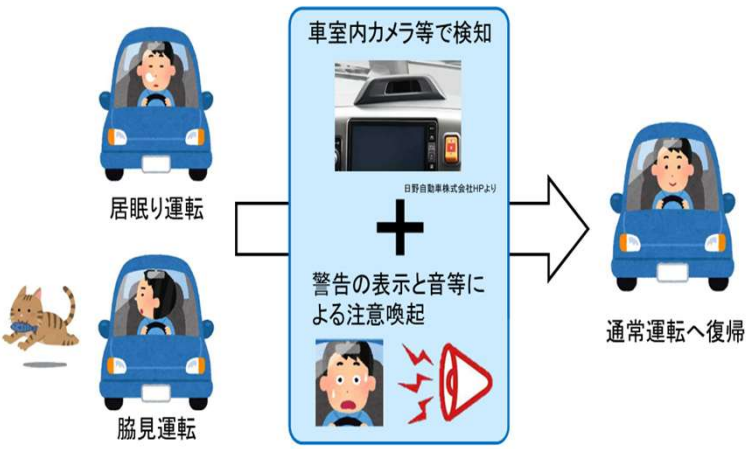

出典、画像：下記Webサイトを参照し、一部引用のうえ弊社で作成
国土交通省Webサイト「ドライバーモニタリングシステムを義務化します（添付資料：報道発表資料・別紙）」https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000358.html
「ドライバーの居眠りや脇見を検知するドライバーモニタリングシステムのガイドラインを策定しました！（添付資料：報道発表資料・ドライバーモニタリングシステム概要）」
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000354.html?ct_1l61546c0e0IM827=15.2.365.DxAaqTPAPjkAIAW8.365.DwOIb02APjDZwyhy.DxAaqTPAPjkAIAW8.null&utm_source=openai

みずほリースグループのＥＶソリューションのご案内

EVO（マル）っと®

EV導入は単なるガソリン車両からの入替えではなく、お客様毎に最適な運用、充電管理、エネルギーマネジメント等が必要となります。
みずほリースグループでは「EV〇っとサービス（読み：イーブイ・マルっとサービス）」を通じて、お客様の課題に対してワンストップのサービスをご提供いたします！
詳しくは弊社営業担当者にお問い合わせください。